

第93号議案
--------

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例の  
一部改正について

自転車等の利用者の責務や自転車駐車場の設置義務等の見直しを行うほか、  
規定を整備するため、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関  
する条例の一部を下記のとおり改正する。

記

1 概要

- (1) 自転車等の利用者等の責務について、次のとおり改正する。
  - ア 利用する自転車に住所及び氏名を記載するように努める規定を削る。
  - イ 自転車の利用者が、自転車を運転中に禁止される事項について、東京  
都道路交通規則に沿った規定に改める。
- (2) 区営自転車等駐車場の抽選の優先承認に、愛の手帳、療育手帳、精神障  
害者手帳の交付を受けている者等を加える。
- (3) 区営自転車等駐車場利用券の再交付に係る手数料を定める。
- (4) 指定区域内の混合用途施設の新築及び増築並びに混合用途施設となる増  
築に係る自転車駐車場の設置基準を改める。
- (5) 自動発券機等の機械により利用承認を受ける区営自転車等駐車場につい  
て、24時間換算で使用料を算出できるように改める。
- (6) その他規定を整備する。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行日

公布の日。ただし、(4)については令和5年6月1日

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例（昭和63年条例第12号）

新旧対照表

新	旧
<p>○大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例 昭和63年3月18日 条例第12号</p> <p>目次（略）</p> <p>第1条から第3条まで（略） （自転車等の利用者等の責務）</p> <p>第4条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。</p> <p>2 自転車の利用者等は、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。</p> <p>3 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 駅周辺に居住し、又は通勤若しくは通学している者は、通勤又は通学等のために、当該駅との交通の手段として自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。</p> <p>5 <u>自転車の利用者は、次の各号に掲げる事項を行いながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 傘を差しながらの運転</u></p> <p><u>(2) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながらの運転</u></p> <p><u>(3) イヤホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえない</u></p>	<p>○大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例 昭和63年3月18日 条例第12号</p> <p>目次（略）</p> <p>第1条から第3条まで（略） （自転車等の利用者等の責務）</p> <p>第4条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。</p> <p>2 自転車の利用者等は、<u>その利用する自転車に住所及び氏名を記載するように努めるとともに、</u>国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。</p> <p>3 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 駅周辺に居住し、又は通勤若しくは通学している者は、通勤又は通学等のために、当該駅との交通の手段として自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。</p> <p>5 <u>自転車の利用者は、イヤホン、携帯電話等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>ような状態での運転</u></p> <p>第5条から第13条まで (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 身体<u>等</u>に障害があり、日常生活を営むに当たり、自転車等の利用を欠かすことができない者</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(使用料等及び手数料)</u></p> <p>第15条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者は、別表第2に定める使用料又は登録手数料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 使用料等のほか、別表第2で定めるものについては、申請者から手数料として徴収する。</u></p> <p>(使用料等<u>及び手数料</u>の減免)</p> <p>第16条 区長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料等及び手数料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等<u>及び手数料</u>の返還)</p> <p>第17条 既納の使用料等<u>及び手数料</u>は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>第16条から第21条まで (略)</p> <p>第22条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内全域(羽田空港一丁目、羽田空港二丁目及び羽田空港三丁目を除く。)とする。</p> <p>(施設の新設の場合の自転車駐車場の設置)</p> <p>第23条 指定区域内において、次の表の(ア)欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で、(イ)欄の規模のものを</p>	<p>第5条から第13条まで (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 身体に障害があり、日常生活を営むに当たり、自転車等の利用を欠かすことができない者</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(使用料及び登録手数料)</u></p> <p>第15条 有料制及び登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者は、別表第2に定める使用料又は登録手数料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第16条 区長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条の使用料等</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第17条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>第16条から第21条まで (略)</p> <p>第22条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内全域(羽田空港一丁目、羽田空港二丁目及び羽田空港三丁目を除く。)とする。</p> <p>(施設の新設の場合の自転車駐車場の設置)</p> <p>第23条 指定区域内において、次の表の(ア)欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で、(イ)欄の規模のものを</p>

新		
<p>新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内に設置しなければならない。</p>		
(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車の規模
パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。以下この表において同じ。)
映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
物品(音楽、映像等の複製物及び書籍)を賃貸する事業所	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が200平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台
幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所	教室面積及び保育室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積及び保育室面積50平方メートルごとに1台
病院、診療所及び施術所	診療室面積及び施術室面積が200平方メートルを超えるもの	診療室面積及び施術室面積25平方メートルごとに1台

2 (略)

旧		
<p>新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模の自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内に設置しなければならない。</p>		
(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車駐車の規模
パチンコ店、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。以下この表において同じ。)
映画館、劇場その他の興行を目的とする施設及びカラオケボックス	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
物品(音楽、映像等の複製物及び書籍)を賃貸する事業所	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
銀行、信用金庫その他の金融機関及び郵便局	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が200平方メートルを超えるもの	運動場面積25平方メートルごとに1台
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積15平方メートルごとに1台
幼稚園、専修学校、各種学校及び保育所	教室面積及び保育室面積が200平方メートルを超えるもの	教室面積及び保育室面積50平方メートルごとに1台
病院、診療所及び施術所	診療室面積及び施術室面積が200平方メートルを超えるもの	診療室面積及び施術室面積25平方メートルごとに1台

2 (略)

新	旧
<p>(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)</p> <p>第24条 <u>指定区域内において</u>、2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該指定用途ごとに前条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。<u>この場合において、前条第1項の表中(イ)欄は考慮しないものとする。</u></p>	<p>(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)</p> <p>第24条 2以上の指定用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該指定用途ごとに前条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。</p>
<p>(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)</p> <p>第25条 <u>指定区域内において</u>、指定用途に供する施設の店舗面積等が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第23条の規定にかかわらず、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について第23条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(大規模施設に係る自転車駐車場の規模)</p> <p>第25条 指定用途に供する施設の店舗面積等が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第23条の規定にかかわらず、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について第23条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ウ)欄により算定した自転車駐車場の規模とする。</p>
<p>(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)</p> <p>第26条 <u>指定区域内において</u>、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第30条の規定に該当するものを含む。)を除く。)を<u>全て</u>新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を<u>全て</u>新築したとみなして</p>	<p>(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)</p> <p>第26条 次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第30条の規定に該当するものを含む。)を除く。)を<u>すべて</u>新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を<u>すべて</u>新築したとみなし</p>

新			旧		
指定用途ごとに第23条第1項の表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に <u>係るもの。この場合において、第23条第1項の表中（イ）欄は考慮しないものとする。</u>			て指定用途ごとに第23条第1項の表中（ウ）欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に <u>係るもの</u>		
第27条から第39条まで（略）			第27条から第39条まで（略）		
別表第1（第12条の2、第21条関係）（略）			別表第1（第12条の2、第21条関係）（略）		
別表第2（第15条、第21条関係）			別表第2（第15条、第21条関係）		
有料制区営自転車等駐車場使用料			有料制区営自転車等駐車場使用料		
種別	区分	使用料	種別	区分	使用料
自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき200円を限度とする。	自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、規則で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき200円を限度とする。
	定期利用	1月につき2,000円を限度とし、規則で定める額		定期利用	1月につき2,000円を限度とし、規則で定める額
原動機付自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、規則で定める額。 <u>ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき200円を限度とする。</u>	原動機付自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1月につき3,000円を限度とし、規則で定める額		定期利用	1月につき3,000円を限度とし、規則で定める額
自動二輪車	一時利用	1日につき400円を限度とし、規則で定める額。 <u>ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき400円を限度とする。</u>	自動二輪車	一時利用	1日につき400円を限度とし、規則で定める額
	定期利用	1月につき6,000円を限度とし、規則で		定期利用	1月につき6,000円を限度とし、規則で

新			旧		
		定める額			定める額
登録制区営自転車等駐車場登録手数料 (略)			登録制区営自転車等駐車場登録手数料 (略)		
<u>有料制区営自転車等駐車場利用券再交付 手数料</u>			<u>(新設)</u>		
<u>種別</u>	<u>区分</u>	<u>再交付手数料</u>			
<u>自転車</u>	<u>一時利用</u>	<u>1回につき100円を 限度とし、規則で定 める額</u>			
	<u>定期利用</u>	<u>1回につき200円を 限度とし、規則で定 める額</u>			
<u>原動機付自 転車</u>	<u>一時利用</u>	<u>1回につき100円を 限度とし、規則で定 める額</u>			
	<u>定期利用</u>	<u>1回につき200円を 限度とし、規則で定 める額</u>			
<u>自動二輪車</u>	<u>一時利用</u>	<u>1回につき100円を 限度とし、規則で定 める額</u>			
	<u>定期利用</u>	<u>1回につき200円を 限度とし、規則で定 める額</u>			
備考 (1)から(4)まで (略)			備考 (1)から(4)まで (略)		
<u>付則</u> <u>(施行期日)</u>					
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。た だし、第24条及び第26条の改正規定は、令 和5年6月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u>					
<u>2 改正後の第24条及び第26条の規定は、令 和5年6月1日以後に施設の新築又は増 築をする場合の工事に着手するものにつ いて適用し、同日前に施設の新築又は増 築をする場合の工事に着手したものにつ いては、なお従前の例による。</u>					